

定 款

昭和56年 6月 8日制定
昭和61年 6月20日改正
平成 6年 6月22日改正
平成14年 6月24日改正
平成19年 6月21日改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、岩手県空港ターミナルビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空港ターミナルビルの賃貸及び運営管理
2. 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
3. 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品の販売業
4. 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、医薬品及び石油類の販売業
5. 食堂及び喫茶店の経営
6. 広告業及び宣伝及び広告代理業
7. 駐車場の経営
8. 損害保険代理業及び貸自動車業
9. 観光事業
10. 旅行業
11. その他前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県花巻市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告で行う。

- 2 前項の場合において、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ざる事由が生じたときは、岩手県盛岡市内において発行する岩手日報に掲載して行う。

第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、13万6千株とする。

(記名株式及び株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式の取扱)

第8条 当社の株式の名義書換、質権の設定、移転、消滅その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、株式譲渡承認の請求等に関する手続及び手数料については、取締役会の定めるところによる。

(届出)

第9条 株主、質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当社に届出を要する。その変更があったときも同様とする。

(株主名簿の閉鎖)

第10条 当社は、毎決算期の翌日から定時株主総会終結の時まで株主名簿の記載の変更を停止する。
2 前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に株主名簿の記載を一定期間停止することができる。この場合において、その期間は2週間前に公告するものとする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。

(招集地)

第12条 当社の株主総会は、法定の地以外に、岩手県盛岡市で開催することができる。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長これを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。
2 代理人は、その代理権を証明する委任状を総会毎に提出することを要する。

(議事録の保存)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役が署名し、会社に保存する。

第4章 役員及び取締役会

(員数)

第17条 当会社にと取締役8名以内、監査役2名以内を置く。

(任期)

第18条 取締役及び監査役の任期は、取締役にあっては、就任後2年内の、監査役にあっては就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員によって就任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠によって就任した監査役の任期、前任者の残任期間とする。

(選任)

第19条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

2 取締役及び監査役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(相談役及び顧問)

第20条 取締役の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(役員欠員)

第21条 取締役又は監査役に欠員を生じたときは、補欠選任を行う。ただし、法定の数を欠くことなく業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会または次期改選期までこれを延期することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、当会社にと取締役社長1名、専務取締役1名及び常務取締役若干名を置くことができる。

2 取締役社長及び専務取締役は、各自当会社を代表する。

(取締役会)

第23条 取締役は、取締役会を組織し、会社の業務執行を決定する。

2 取締役社長は、取締役会を招集してその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

3 取締役会の招集通知は、会日より5日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2 取締役会の決議については、議事録を作り、これを議事の経過の要領と結果を記載して、出席した取締役及び監査役が署名し、会社に保存する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が提案した決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意し、監査役がその提案に異議を述べないときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(役員報酬)

第26条 取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会において決定し、その配分は、取締役会において決定する。

第5章 計 算

(事業年度及び決算期)

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、各事業年度末日を決算期とする。

(配当金の分配、除斥期間)

第28条 株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載のある株主又は登録質権者にこれを支払う。ただし、支払提供の日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当社に帰属するものとする。

第6章 附 則

(会社設立の際発行する株式)

第29条 当社は、設立の際株式3万4千株を発行する。

(最初の営業年度)

第30条 当社の第1期の営業年度は、会社成立の日から昭和57年3月31日までとする。

(最初の役員の任期)

第31条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後第1回目の定時株主総会の終結の時までとする。

(附 則)

第32条 平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第18条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。

(発起人の住所及び氏名)

第33条 発起人の住所、氏名及び発起人が設立に際して受けた株式の数は、次のとおりである。

岩手県盛岡市内丸10番1号

10,000株 岩手県

岩手県盛岡市内丸12番2号

2,500株 盛岡市

岩手県花巻市花城町9番30号

3,500株 花巻市

岩手県稗貫郡石鳥谷町八幡第5地割13番地の5

500株 石鳥谷町

東京都大田区羽田空港一丁目9番1号

10,000株 東亜国内航空株式会社

東京都千代田区外神田三丁目12番9号

1,200株 日本通運株式会社

岩手県盛岡市大通一丁目2番1号

800株 岩手県経済農業協同組合連合会

以上のとおり、岩手県空港ターミナルビル株式会社設立のため、本定款を作成し、発起人が次に記名捺印する。

昭和56年 5月11日

発起人	岩 手 県		
	知 事	中 村	直
同	盛 岡 市		
	市 長	太 田	大 三
同	花 巻 市		
	市 長	藤 田	万 之 助
同	石 鳥 谷 町		
	町 長	関	鋼 次 郎
同	東亜国内航空株式会社		
	代表取締役	田 中	勇
同	日本通運株式会社		
	代表取締役	広 瀬	真 一
同	岩手県経済農業協同組合連合会		
	理 事	岩 持	静 麻